



日本カントリークラブゴルフ場利用約款

(約款ならび諸規則の遵守)

- 第 1 条 当ゴルフ場を利用するときは、会員、ゲストを問わず、本約款の各条項ならびにゴルフ規則（日本ゴルフ協会制定）、当クラブ諸規則等に従っていただきます。

(利用の申込みと予約)

- 第 2 条 当ゴルフ場を利用しようとするときは、予め次の方法により申し込み、プレー日及びスタート時刻を予約していただきます。
- (1) 日曜日・祝日及び土曜日
ア. 利用者が全員会員である場合、及び会員がゲストを同伴する場合は、原則としてプレー日の属する月の3ヶ月前の月初めから、プレー日の前日までの間にお申込みいただきます。
イ. 会員が同伴出来なくてゲストを紹介する場合も、アに準じていただきます。
 - (2) 平日（火曜日～金曜日）
会員がゲストを同伴するか、又は紹介する場合は原則としてプレー日の属する月の3ヶ月前の月初めからプレー日の前日までの間にお申し込みいただきます。
 2. 前項の予約者が、所定の人数に満たない場合は当日においてもプレーの申し込みをすることができます。
 3. 予約の取り消し又は変更の必要があるときは、事前に速やかにフロントへ連絡していただきます。

(約款の確認を署名)

- 第 3 条 当ゴルフ場においてプレーしようとする場合は、来場した際フロントにおいて本約款ならびに乗用カート利用約款を確認した上で、所定の名簿に署名していただきます。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

(利用の拒絶)

- 第 4 条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。
- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
 - (2) 天候その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
 - (3) ゲストの利用に際し、会員の同伴又は紹介等がないとき。
 - (4) 利用しようとする者が、公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあるとき。
 - (5) 利用者が暴力団対策法による指定暴力団、その他暴力団の構成員または関係者と認められるとき。
 - (6) その他ゴルフ場の利用について好ましくない事由があるとき。

(休場日・開場時間)

- 第 5 条 当ゴルフ場の休場日と各施設の開場時間は、当ゴルフ場の定めるところに従っていただきます。ただし会員に周知した上で臨時に変更することがあります。

(利用継続の拒絶)

- 第 6 条 当ゴルフ場は次の場合にはプレーの途中においても利用の継続をお断りすることがあります。
- (1) 天候その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
 - (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
 - (3) 技術が著しく未熟であって、他のプレーヤーに迷惑をかけたたりルール、マナーに違反し、警告を無視したとき。
 - (4) 本約款の何れかの条項に違背して好ましくない行為があったとき。

(高価品)

- 第 7 条 現金その他高価品は、必ず当ゴルフ場所定の貴重品ロッカーにお預けください。または当クラブ所定の貴重品袋に入れ、フロントにて所定の手続きに従いお預け頂くことができます。但し、保管物に関して、内容の明告及び当クラブの確認がない場合には盗難・紛失等にかかわる責任は負いません。

(携帯品、自動車)

- 第 8 条 利用者の携帯品や駐車場の自動車の損傷、盗難（車上盗難含む）につきましては、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

- 第 9 条 ロッカーの鍵は、ロッカーの使用終了までお預かり致しません。ロッカーの収容品の盗難、紛失、損傷等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナー遵守)

- 第 10 条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

(素振り・コースの保護)

- 第 11 条 素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではしないで下さい。
2. プレーヤーはみだりにティーグラウンドに立ち入らないで下さい。
 3. コースの保護または、後続組のためバンカー均し、グリーン上の自己のピッチマークの補修はプレーヤー自身で行ってください。

(飛距離の確認)

- 第 12 条 先行組みに対しては、後続組みの打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自分の飛距離は自分で判断して先行組みに打ち込まないように注意して打球して下さい。

(フォアキャディの合図)

- 第 13 条 フォアキャディの合図は、先行組みが通常第二打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図でありますから、合図があっても打者は自分の飛距離を自分で判断して危険のないように注意して打球して下さい。

(打者の前方へ出ないこと)

第 14 条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第 15 条 隣接ホール打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自分の飛距離、飛行方向について適切に判断して、打込みの危険がないよう慎重に打球して下さい。
2. もし隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように留意すると共に、自分の同伴プレーヤーにも十分気をつけて危険のないことを確認してから打球してください。

(退避および待避所)

第 16 条 後続組みに対して打球させるときは、先行組みのプレーヤーは、後続組みの打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。
2. 待避所の設けであるホールでは、後続組みが打ち終わるまで必ず待避所内に退避してください。

(ホールアウト後の退去)

第 17 条 ホールアウトした場合は、後続組みの打球に対して安全な場所を通り直ちにグリーンを去り、次のホールへ進んでください。

(雷が発生した場合)

第 18 条 雷が発生し危険な場合はサイレンを鳴らす等、お知らせいたしますので、クラブ側の指示に従い、直ちにプレーを中止し、速やかに待避所等安全と思われる場所に退避して下さい。当クラブは地震、落雷等の天災による事故に対しては責任を負いません。

(火気使用上の注意)

第 19 条 コース内やクラブハウス内においては、所定の場所以外では絶対に火気を使用しないでください。
2. 所定場所においては、マッチの燃えがらや煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿に入れて下さい。

(約款違背の場合の責任)

第 20 条 当ゴルフ場は次の場合には損害賠償の責任を負いません。
(1)利用者が第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 15 条に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合。
(2)利用者が第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条に違背して自ら傷害等の被害を受けた場合。

(プレー終了後のクラブの確認)

第 21 条 利用者はプレーを終了した場合、クラブ、携帯品の紛失、破損、打球事故及びプレーヤー間のトラブル等に付きましては全てプレーヤー自身の責任となりプレーヤー及びプレーヤー間にて解決していただくとし、当クラブでは一切責任を負いません。
2. 確認後は、クラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設等に損害を与えた場合)

第 22 条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設、車両等に損害を与えた場合は、その損害について賠償をしていただきます。

(ゴルフ場への持ち込み品)

第 23 条 ゴルフ場へ下記のものを持ち込むことをお断りします。
(1)動物、鳥類等のペット類。
(2)著しく悪臭を放つもの。
(3)銃砲刀剣類。
(4)発火、爆発の恐れがあるもの。
(5)騒音を発生するもの。
(6)著しく高価な貴金属等。

(ゴルフ場における行為の禁止)

第 24 条 ゴルフ場においては下記の行為をすることをお断りします。
(1)とばく、その他風紀を乱す行為。
(2)物品販売、宣伝広告等の行為。
(3)プレーヤー以外の者のコース内立ち入り。(ただし当ゴルフ場が特に許可する場合を除く)
(4)他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。

(携帯電話の使用)

第 25 条 コース内における携帯電話の使用は、ご遠慮いただきます。

(宅配便の取り扱い)

第 26 条 宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズ、商品等のお取り次は致しますが、当該物品の紛失・損傷等に関し、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(忘れ物)

第 27 条 当クラブ内での忘れ物は、発見の日から 3 ヶ月間お預かりいたします。その所有者であることを証明して、期間内にお引き取りください。ただし、下着類その他保管に適さない物はこの限りではありません。

(約款の改定)

第 28 条 クラブ運営状況等の変更により当約款を改定することもありますのであらかじめご承知下さい。

(信義則)

第 29 条 その他規約、本約款に定めのない事項はゴルフプレーヤーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

日本カントリークラブ 乗用カート利用約款

第 1 条（本約款の目的）

本約款は、当ゴルフ場の乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準をさだめ施設利用者の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第 2 条（本約款の遵守）

カートの運転者（以下「運転者」と称します）は、当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者および同乗者を総称して「利用者」と称します）はカート利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

第 3 条（カート利用の申し込み）

- (1) カート利用の申し込みは、「日本カントリークラブ利用約款」第一条（約款ならびに諸規則の遵守・利用契約の成立）、第二条（利用の申し込みと予約）に含まれております。
- (2) カート利用の承認は、利用者全員が施設利用の申し込みを終えた後、係員が当該カートに案内したときに効力を生じます。

第 4 条（運転の制限）

- (1) 利用者は係員のカート利用に関する指示に従ってください。
- (2) カートは、係りの案内や運行事項に従って走行してください。

第 5 条（運転の資格）

- (1) 運転者は運転免許証を有する方に限ります。
- (2) 次の事由のある方は運転者となることが出来ません。
 - ① 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
 - ② アルコール類を飲用した方やその他の事由により正常な運転が困難な方。
 - ③ 免許停止・取り消し等により前項にかかる運転免許資格を有していない方。

第 6 条（運行責任者）

- (1) 運転者は、当該カートの運行責任者となります。
- (2) 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
- (3) 運行責任者が交代する場合は、運行責任者が変更となることを認識して、利用者間の協議、及び責任において、これを行ってください。
- (4) カートの停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に関する事項は、運転者の判断と責任において、これを行い、同乗者はカート運行に関し、運転者の指示に従ってください。

第 7 条（安全運転義務）

運転者は、カート運行に関し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような、速度と方法により当該カートを運転してください。

第 8 条（運転中の注意）

- (1) 運転者はカートの運転に際し、次の事項を遵守してください。
 - ① 走行開始の際の注意事項
 - イ) カートの選定及び運転の開始は、係員の指示に従ってください。
 - ロ) 運転の開始に際し、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することも確認してください。
 - ハ) 発進は、必ず同乗者が着座したことを確認の上で行ってください。
 - ② 走行の際の注意事項
 - イ) カート用通路の走行に関し、走行方法等（走行方向・走行速度・一旦停止等）の標示がある時は、これに従ってください。

ロ) 起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め、減速の上低速で走行し、かつ必要に応じて、同乗者に声をかけるなどして、注意を促してください。

③ 停車等の際の注意事項

イ) カートは斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停車させないでください。

ロ) カートを離れるときは、必ず同乗者の降車を確認の上、停車装置（パーキング・ブレーキ）をかけてください。

ハ) カートの利用を終了する場合（休憩も含む、ホールアウト時）には、必ず係員の指示に従い駐車してください。

(2) 運転者は、カートの運転に関し、前項に定めるほか、歩経路及びカート道を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠してこれを行ってください。

第 9 条（同乗者等の注意事項）

同乗者は、カート利用に際し、次の事項を遵守してください。

① カートへの乗車は、カートの定員を守ってください。

② カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように注意してください。

③ カートが発進する際ならびに走行中はアームレスト・アシストグリップ等に掴まってください。

第 10 条（利用の中止等）

(1) 気象状況の著しい変化（雷雲の発生・接近等）により、お客様に危害が及ぶ恐れがある時。

(2) 利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただく事があります。

① 運転者に、運転の資格の無いことが判明したとき。

② 利用者に、本約款あるいはクラブ規約その他の規則に反する行為があったとき。

③ スロープレーにより著しく進行の妨げや、その他のプレーヤーに著しく迷惑となる行為が確認された場合。

第 11 条（事故の場合の連絡）

利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、プレーを中止し、直ちにマスター室にその旨連絡しなければなりません。

第 12 条（事故の場合の連絡）

(1) 運転者が、カートの運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品も含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

(2) 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該カートの態様に応じ、運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

(3) 同乗者が、カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により、免責されることがあります。

(4) 当ゴルフ場の故意または重大な過失以外はカート事故による人的、物的損害について、一切その責任を負いません。